

## 豪雪災害対策本部設置に伴い開始した支援一覧

### ■災害救助法に基づく住家の屋根雪おろし

#### <内容>

自らの資力及び労力によって除雪を行うことができない世帯で住家の倒壊等により、生命・身体に危害を受けるおそれが生じた場合に屋根雪おろしを実施します。

#### <問い合わせ>

本庁舎 2階 青森市豪雪災害救助受付窓口 (TEL 017-752-9022)

### ■高齢者世帯等除雪支援隊

#### <内容>

市職員で構成する高齢者世帯等除雪支援隊による高齢者世帯等（住民税非課税世帯）への雪庇落とし及び間口除雪を実施します。

#### <問い合わせ>

駅前庁舎 4階 福祉政策課 (TEL 017-734-5314)

### ■歩道等人力除雪隊

#### <内容>

歩行者の安全確保のため、通学路等の歩道等を除雪します。

#### <問い合わせ>

本庁舎 3階 都市政策課 (TEL 017-752-7974)

※屋根の雪下ろし費用の一部助成（青森市除排雪対策本部の雪害対応体制移行に伴い拡充）

#### <内容>

高齢者世帯、障がいのあるかたの世帯又は母子世帯で要件に該当する世帯を対象に、業者等にお願いした屋根の雪下ろしの費用の一部を助成します。（助成には事前登録が必要です。）

#### <問い合わせ>

駅前庁舎 4階 福祉政策課 (TEL 017-734-5313)

浪岡庁舎 1階 健康福祉課 (TEL 0172-62-1134)